

第 6623 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 2月 17日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 納税の猶予制度の特例の適用状況(令和2年4月～11月)

**Q** : 新型コロナに係る納税猶予制度の特例の適用状況が公表されたそうですが、どのようになっていたのですか？

**A** : 次のようになっていました。

### 【解説】

さきごろ、国税庁より「納税の猶予制度の特例」の適用状況(令和2年4～11月分)」が公表されました。

主な内容は、次のとおりです。

#### ① 特例猶予の適用状況

適用件数は250,521件で税額は1兆575億5,900万円でした。

#### ② 税目別の特例猶予の適用税額

特例猶予の適用税額1兆575億5,900万円の内訳は、消費税がもっとも多く6,532億5,700万円(61.8%)、次いで法人税の2,808億5,500万円(26.6%)、所得税の912億3,000万円(8.6%)、うち源泉所得税が644億7,900万円(6.1%)、申告所得税が267億5,200万円、その他の322億1,600万円(3.0%)となっています。

#### ③ 適用件数

適用件数は延べ344,254件で、その内訳は、消費税が最も多く200,894件(58.4%)、次いで所得税の101,174件(29.4%)、うち源泉所得税が53,971件(15.7%)、申告所得税が47,203件(13.7%)、法人税の22,192件(6.4%)、その他の19,994件(5.8%)となっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】